

## インフルエンザ治癒証明から「インフルエンザ受診報告書」に変更になります

お子さまがインフルエンザに感染した場合、他の児童・生徒に感染させないためと病気の悪化予防のため、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」の間、出席停止となります。（インフルエンザに感染した児童生徒は、学校保健安全法の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。）

昨年度までは、登校させるために医師による治癒証明を提出していただいていたのですが、今年度からは治癒証明に代わって別紙の「インフルエンザ受診報告書」を学級担任に提出してください。

※医療機関に受診したときに、医療機関からインフルエンザ受診報告書（医師が記入する欄に記入されたもの）を受け取ってください。インフルエンザが治癒し、登校するときは、改めて医師の診察を受ける必要性はありませんが、受診時の医師の指示に従ってください。

※この報告書は、那須烏山市・那珂川町の医療機関に備え付けてあります。受診時に上半分を医療機関に記入してもらい、下半分は保護者の方に記入していただきます。

※那須烏山市・那珂川町以外の地区で受診される場合は、医師の対応が異なる場合がございますので、病院の指示を受けてください。

那須烏山市学校教育課 電話0287-88-6222

### インフルエンザり患が疑われたら・・・

①医療機関を受診。

↓

②医療機関から医師記入欄に記入された「インフルエンザ受診報告書」を受け取る。

↓

③学校へ連絡。 南那須中学校 電話0287-88-2021

↓

④保護者記入欄の体温の記録をつける。

↓

⑤インフルエンザが治癒（出席停止の期間が経過）したら、登校するときに、登校日、児童・生徒名、保護者欄に記入し押印した「インフルエンザ受診報告書」を学級担任に提出する。